薬学研究科の教職員や学生、あるいは家族が新型コロナウイルスに感染した場合の対応マニュアル ver. 1

2020/3/27

(2020/3/9 京大病院「本院職員あるいは家族が感染した場合の対応 ver.1」、および 2020/3/19 「ウイルス・再生医科学研究所職員や学生あるいは家族が感染した場合の対応 ver.1」を参考にした)

COVID-19 は新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) による感染症である。

次にあげる5つの場合について、それぞれの対応方針を示します。

各連絡先については、本マニュアルの最後に示します。

- (1) 本研究科の教職員や学生が COVID-19 に感染した場合
- (2) 本研究科の教職員や学生が COVID-19 感染者に濃厚接触した場合
- (3) 本研究科の教職員や学生の同居家族が COVID-19 に感染した場合
- (4) 本研究科の教職員や学生の同居家族が COVID-19 感染者に濃厚接触した場合
- (5) 本研究科の教職員や学生が COVID-19 に感染した疑いがあると考えた場合

(1) 薬学研究科の教職員や学生が COVID-19 に感染した場合

感染した教職員や学生が行うこと

- ①早急に研究室、総務掛(教職員の場合)または教務掛(学生の場合)に報告する。
- ②有症状 (注1) 時に濃厚接触 (注2)、および発症前 24 時間以内に接触したと考えられる教職員や学生を、研究室、総務掛または教務掛に伝える (可能であれば)。
- ③ウイルス検査で陰性化が確定して退院等が決まったら、研究室、総務掛または教務掛に報告する。

研究室、総務掛、教務掛が行うこと

- ①本研究科の教職員や学生の情報を、最終的に総務掛に集約し、研究科長および事務長と共有する。
- ②濃厚接触 (注2) した教職員や学生、および発症前 24 時間以内に接触した教職員や学生のリストを作成する。
- ③感染した教職員が担当していた業務を、研究科長および事務長と協議して他の教職員に分配する。
- ④濃厚接触した教職員が複数名いる場合には、研究科長および事務長と協議して担当の変更を検討する。
- ⑤発症前 24 時間以内に接触した教職員や学生に対して、「感染した教職員や学生との最終接触から 14 日間以内に症状が出現した場合の報告」を指示する。

研究科長および事務長が行うこと

- ①濃厚接触者の人数・範囲によっては、研究室や事務室などへの入室制限等を検討する。
- ②濃厚接触者の中から発症者(2次感染者)が出た場合には、24時間以内の接触者を自宅待機とし、2次感染者の濃厚接触者のリストの作成を研究室、教務掛、または総務掛に依頼する。
- ③発症した教職員や学生の退院等が決まれば、職務(就学)復帰の時期(^{注3)}について検討する。

感染した本研究科の教職員や学生の濃厚接触者が行うこと

- ①行政によるウイルス検査の有無・時期 (注4) を、研究室、総務掛または教務掛に報告する。
- ②行政によるウイルス検査 (注5) が陰性の場合であっても、発症した教職員や学生と最終接触してから 14 日間は出勤(登校)停止とする。
- ③症状が出現した場合には、行政機関および、研究室、総務掛または教務掛に報告する。
- (注1) 37.5℃以上の発熱、あるいは呼吸器疾患様の症状
- (注2) 濃厚接触者: 感染者に症状が出現したあとに、マスクを着用せずに有症状感染者と会話・同席・食事等の接触があった者(接触者自身がマスクをして手指衛生をしていれば、会議等で同席するといっただけでは濃厚接触とはならない)
- (注3) 退院後に再燃する症例があることから、退院後も14日間の自宅待機が望ましい。
- (注4) 行政による検査: 現時点 (3/27) では、濃厚接触者は積極的なウイルス検査の適応となる。

(注5) 行政による積極的なウイルス検査では、曝露直後ならびに数日間あけてもう一度検査が行われることがある。

(2) 本研究科の教職員や学生が COVID-19 感染者に濃厚接触した場合

濃厚接触した教職員や学生が行うこと

- ①研究室、総務掛(教職員の場合)または教務掛(学生の場合)に報告する。
- ②行政の指導に基づき、最終接触から14日間の自宅待機とする。
- ③自宅待機中に発症した場合には、行政機関および研究室、総務掛または教務掛に報告する

研究室、総務掛、教務掛が行うこと

- ①本研究科の教職員や学生の情報を、最終的に総務掛に集約し、研究科長および事務長と共有する。
- ②濃厚接触した教職員や学生が自宅待機中に発症した場合には、研究科長および事務長に報告する。
- ③濃厚接触した教職員や学生が自宅待機中に発症した場合には、濃厚接触者ならびに 24 時間以内に接触した教職員や学生のリストを作成する。
- ④→以後は(1)を参照する。

(3) 本研究科の教職員や学生の同居家族が COVID-19 に感染した場合

本研究科の教職員や学生が行うこと

- ①研究室、総務掛(教職員の場合)または教務掛(学生の場合)に報告する。
- ②行政指導に基づき、家族との最終接触から14日間の自宅待機とする。
- ③自宅待機中に発症した場合には、行政機関および研究室、総務掛または教務掛に報告する。

研究室、総務掛、教務掛が行うこと

- ①本研究科の教職員や学生の情報を、最終的に総務掛に集約し、研究科長および事務長と共有する。
- ②濃厚接触した教職員や学生が自宅待機中に発症した場合には、研究科長および事務長に報告する。
- ③濃厚接触した教職員や学生が自宅待機中に発症した場合には、濃厚接触者ならびに 24 時間以内に接触した教職員や学生のリストを作成する。
- ④→以後は(1)を参照する。

(4) 本研究科の教職員や学生の同居家族が COVID-19 感染者に濃厚接触した場合

教職員や学生が行うこと

- ①家族の濃厚接触の状況について、研究室、総務掛(教職員の場合)または教務掛(学生の場合)に報告する。
- ②家族のウイルス検査結果について、研究室、総務掛または教務掛に報告する。
- ③家族が自宅待機中(感染者と最終接触から14日間)は、本研究科の教職員や学生も自宅待機とする。
- ④家族、あるいは自宅待機中の本研究科の教職員や学生に症状が出現した場合には、ただちに行政機関 および研究室、総務掛または教務掛に報告する。

研究室、総務掛、教務掛が行うこと

- ①本研究科の教職員や学生の情報を、最終的に総務掛に集約し、研究科長および事務長と共有する。
- ②教職員が担当する業務を制限するために、研究科長および事務長と協議して担当の変更を検討する。
- ③教職員や学生の勤務(就学)復帰の時期について、研究科長および事務長とともに検討する。

(5) 本研究科の教職員や学生が COVID-19 に感染した疑いがあると考えた場合

教職員や学生が行うこと

- ① 医療機関には直接行かず、行政機関の相談窓口又は管轄の保健所に連絡のうえ、その指示に従うとともに、研究室、総務掛(教職員の場合)または教務掛(学生の場合)、および本学保健診療所へ報告する。
- 37.5℃以上の発熱、呼吸器疾患様の症状がある時、その他の違和感(嗅覚や味覚の異常など)を感じ

た時などが考えられます。

連絡先

総務掛: 075-753-4513 (08yakusomu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp) 教務掛: 075-753-4514 (080yakukyomu1@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)

保健診療所: 075-753-2405

事務長(夜間、休日の場合): (jimucho@pharm. kyoto-u. ac. jp)

京都市の相談窓口:帰国者・接触者相談センター(075-222-3421:24時間対応)

https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000266620.html